

上越市安全型ガス機器普及促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、需要家の保安向上を図るため、安全なガス機器への入替えを行う世帯に対し予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成対象ガス機器 次のいずれかに該当するガス機器をいう。

ア 不完全燃焼防止装置が未装着の開放型ガス小型瞬間湯沸器

イ 不完全燃焼防止装置が未装着の半密閉燃焼式自然排気型ガス浴室内風呂釜

(2) 安全型ガス機器 次のいずれかに該当するガス機器をいう。

ア 不完全燃焼防止装置付き及びインターロック機能付き開放燃焼式ガス小型瞬間湯沸器

イ 屋内から取り入れた空気で燃焼し、燃焼後の排ガスを排気筒で屋外に強制的に排気する不完全燃焼防止装置付き屋内設置型ガス機器

ウ 給排気を屋外で行う屋外設置型ガス機器又は屋外に出した給排気筒で強制的に給排気を同時に行う屋内設置型ガス機器

(3) 支援世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割が課されていない世帯

ウ 地方税法の規定による市町村民税均等割のみが課税されている世帯

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる人は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

(1) 本市とガスの小売供給契約をしていること。

(2) ガス料金を完納していること。

(3) 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）導入助成金交付要綱（平成22年4月1日実施）に基づく助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、助成対象ガス機器を安全型ガス機器に入れ替える事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、安全型ガス機器1台につきその本体価格と助成対象ガス機器入替工事費の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額及びその限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支援世帯 次の表のとおりとする。

安全型ガス機器の区分	助成金の額	助成金の限度額
第2条第2号アに掲げる安全型ガス機器	助成対象経費の全額	6万円
第2条第2号イに掲げる安全型ガス機器		19万円
第2条第2号ウに掲げる安全型ガス機器		

(2) その他の世帯 次の表のとおりとする。

安全型ガス機器の区分	助成金の額	助成金の限度額
第2条第2号アに掲げる安全型ガス機器	助成対象経費に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）	3万円
第2条第2号イに掲げる安全型ガス機器		9万5,000円
第2条第2号ウに掲げる安全型ガス機器		

(助成金の交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする人は、上越市ガス供給施設等指定工事業者に関する規程（平成10年上越市ガス水道事業管理規程第3号）第1条に規定する工事業者（以下「指定工事業者」という。）又は上越市ガス水道局指定ガス器具販売業者に関する取扱要綱（昭和50年4月1日実施）第5条第1項の規定により管理者が指定したガス器具販売業者（以下「販売業者」という。）に助成対象ガス機器の入替工事を発注し、当該工事が完了した日（以下「完了日」という。）から30日以内又は完了日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、安全型ガス機器普及促進事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 安全型ガス機器販売証明書（第2号様式）又は領収書（指定工事業者又は販売業者の領収印のあるものに限る。）の写し
- (2) 助成対象ガス機器処分証明書（第3号様式）
- (3) 助成対象ガス機器及び安全型ガス機器の設置状況が分かる写真（機器表示ラベル（機

器型式、型番等の表示があるものに限る。)及び機器の全体を写したのものに限る。)

(4) 指定工事業者又は販売業者が発行する安全型ガス機器の本体価格が明示された見積書の写し

(5) 安全型ガス機器設置証明書(第4号様式)

(6) その他管理者が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、申出を受け職員が助成対象ガス機器の入替工事の状況を確認することにより当該書類の添付に代えることができる。

3 管理者は、第1項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、安全型ガス機器普及促進事業助成金交付^{決定}通知書(第5号様式)に^{却下}より通知するものとする。

(交付条件)

第8条 助成金の交付の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

(1) 管理者が報告を求め、又は現地確認等を行うときは、遅滞なくこれに応じること。

(2) 所有する助成対象ガス機器を指定工事業者又は販売業者により適正に処分すること。

(3) 助成対象ガス機器の入替えに当たり、ガスの工事が必要となる場合は、上越市ガス供給条例(平成28年上越市条例第66号)第19条第1項の規定による工事の申込みをすること。

(助成金の請求)

第9条 第7条第3項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた人(以下「交付決定者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、安全型ガス機器普及促進事業助成金交付請求書(第6号様式)を管理者に提出するものとする。

(助成金の交付時期)

第10条 助成金は、助成金の額の確定後交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 管理者は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月3日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市安全型ガス機器普及促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市安全型ガス機器普及促進事業助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市安全型ガス機器普及促進事業助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

安全型ガス機器普及促進事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

次のとおり安全型ガス機器普及促進事業助成金の交付を申請します。

氏名			
住所			
設置場所	※申請者の住所と異なる場合に記入してください。		
電話番号			
助成対象 ガス機器	<input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置が未装着の開放型ガス小型瞬間湯沸器 <input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置が未装着の半密閉燃焼式自然排気型ガス浴室内風呂釜 ※該当するいずれかの□にレ点を記入してください。		
	製造業者		
	型式		
	製造年月	年 月	
安全型 ガス機器	<input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置付き及びインターロック機能付き開放燃焼式ガス小型瞬間湯沸器 <input type="checkbox"/> 屋内から取り入れた空気で燃焼し、燃焼後の排ガスを排気筒で屋外に強制的に排気する不完全燃焼防止装置付き屋内設置型ガス機器 <input type="checkbox"/> 給排気を屋外で行う屋外設置型ガス機器又は屋外に出した給排気筒で強制的に給排気を同時に行う屋内設置型ガス機器 ※該当するいずれかの□にレ点を記入してください。		
	製造業者		
	型式		
	製造年月	年 月	
	購入店	住所	
		店名	
		電話番号	

ガス配管又はガス栓工事の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※該当するいずれかの□にレ点を記入してください。
安全型ガス機器の見積額	円 ※本体価格及び工事費に消費税等相当額を加えた額
助成金交付申請額	円
添付書類	(1) 安全型ガス機器販売証明書（第2号様式）又は領収書（指定工事業者又は販売業者の領収印のあるものに限る。）の写し (2) 助成対象ガス機器処分証明書（第3号様式） (3) 助成対象ガス機器及び安全型ガス機器設置状況写真 (4) 安全型ガス機器見積書 (5) 安全型ガス機器設置証明書（第4号様式）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の調査及び検査を実施することがあります。この調査及び検査を拒んだ場合は、申請を却下します。 ・上越市ガス水道局指定ガス工事業者又は上越市ガス水道局ガス器具販売業者以外の者がガス配管又はガス栓工事を施行した場合は、申請を却下します。 ・有資格者以外の者がガス機器の設置工事を行った場合は、申請を却下します。 ・申請書は、入替工事後30日以内に提出してください。申請書の受付期限は、3月15日までです。

※助成対象ガス機器が複数ある場合は、1台につき1枚の申請書により申請してください。

<p>(個人情報取扱いに関する承諾欄)</p> <p>安全型ガス機器普及促進事業助成金の交付の決定の審査のため、私と世帯に係る次の公簿等を閲覧（確認）することを承諾します。</p> <p>(1) 課税状況</p> <p>(2) ガス料金の納付状況</p> <p>(3) 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）導入助成金の受給状況</p> <p style="text-align: right;">課の職員が</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名</p>

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 交付金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 交付金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、交付金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた交付金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

安全型ガス機器販売証明書

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

次のとおり安全型ガス機器を販売したことを証明します。

販売店	住 所	
	店 名	
	代表者名	
	電話番号	
販売先	住 所	
	氏 名	
安全型 ガス機器	<input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置付き及びインターロック機能付き開放燃焼式ガス 小型瞬間湯沸器 <input type="checkbox"/> 屋内から取り入れた空気で燃焼し、燃焼後の排ガスを排気筒で屋外に 強制的に排気する不完全燃焼防止装置付き屋内設置型ガス機器 <input type="checkbox"/> 給排気を屋外で行う屋外設置型ガス機器又は屋外に出した給排気筒で 強制的に給排気を同時に行う屋内設置型ガス機器 ※該当するいずれかの□にレ点を記入してください。	
	製造業者	
	型 式	
	製造年月	年 月
	販売年月日	年 月 日
安全型ガス機器販売金額 （消費税等相当額を含む。）		円

※複数台を販売した場合は、1台につき1枚の証明書を作成してください。

※領収書の写しを提出しない場合は、機器販売店が記入してください。

※領収書の写しを提出する場合は、裏面の枠内に貼付してください。

領収書の写しの貼付

第3号様式（第7条関係）

助成対象ガス機器処分証明書

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

次のとおり助成対象機器を適正に処分したことを証明します。

引 取 店	住 所	
	店 名	
	代 表 者 名	
	電 話 番 号	
所 有 者	住 所	
	氏 名	
助成対象 ガス機器	<input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置が未装着の開放型ガス小型瞬間湯沸器 <input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置が未装着の半密閉燃焼式自然排気型ガス浴室内風呂釜 ※該当するいずれかの□にレ点を記入してください。	
	製 造 業 者	
	型 式	
	製 造 年 月	年 月
	引 取 年 月 日	年 月 日

※複数台を処分した場合は、1台につき1枚の証明書を作成してください。

第4号様式（第7条関係）

安全型ガス機器設置証明書

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

次のとおり安全型ガス機器を設置したことを証明します。

工事業者 又は 販売業者	住 所	
	店 名	
	代 表 者 名	
	電 話 番 号	
設置場所	住 所	
	氏 名	
安 全 型 ガ ス 機 器	<input type="checkbox"/> 不完全燃焼防止装置付き及びインターロック機能付き開放燃焼式ガス 小型瞬間湯沸器 <input type="checkbox"/> 屋内から取り入れた空気で燃焼し、燃焼後の排ガスを排気筒で屋外に 強制的に排気する不完全燃焼防止装置付き屋内設置型ガス機器 <input type="checkbox"/> 給排気を屋外で行う屋外設置型ガス機器又は屋外に出した給排気筒で 強制的に給排気を同時に行う屋内設置型ガス機器 ※該当するいずれかの□にレ点を記入してください。	
工事内容		
検 査	<input type="checkbox"/> 気密試験 (k p a / 分間) <input type="checkbox"/> 検知器による検査 (型式:) <input type="checkbox"/> 発泡液による継手部検査 <input type="checkbox"/> その他 ※該当する全ての□にレ点を記入してください。	
	担 当 者	

※複数台を販売した場合は、1台につき1枚の証明書を作成してください

第5号様式（第7条関係）

安全型ガス機器普及促進事業助成金交付 ^{決定}通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付で申請のあった安全型ガス機器普及促進事業助成金の交付に
と お り 決 定
ついて、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決定	助成金の額	円
	決定番号	
	条 件	
却下	理 由	

第6号様式（第9条関係）

安全型ガス機器普及促進事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった安全型ガス機器普及促進事業助成金の交付について、次のとおり請求します。

1 申請者

決定番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

2 助成金の振込先（口座名義は申請者本人に限る。）

金融機関名				支店名					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
フリガナ 口座名義人									